

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

## 株式報酬としての株式の発行に関する 「適時開示ガイドブック」の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年6月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社の経営陣について、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けとして、中長期業績連動報酬や、自社株報酬の割合を適切に設定すべきとされており、この度、平成28年度税制改正により、現物株式を用いた株式報酬制度導入に関して必要な法整備等が図られたことによって、上場会社の役員等に対する現物株式を用いた株式報酬制度の導入が進むことが見込まれています。

このような状況を踏まえ、特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項）など、上場会社の役員等に対して、株式報酬として株式を発行する場合について、開示事項及び開示様式例を新設するなどの見直しを行うこととしました。適時開示ガイドブックの具体的な改訂箇所に関しては、別紙をご参照ください。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 【別紙】

○「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

※ 主要な修正箇所に青字・下線を付しています。

### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：[syoken@nse.or.jp](mailto:syoken@nse.or.jp)